

「可燃ごみ指定袋」 広告募集要項

三条市では、市有資産に民間企業などの広告を掲載することにより自主財源を強化するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市の印刷物の有料広告事業を行っています。

今回、広告主を募集するものは「可燃ごみ指定袋」です。

「可燃ごみ指定袋」は、市内のほとんどの世帯で使用され、年間約 500 万枚が消費されている宣伝効果の高い広告です。この機会に、是非「可燃ごみ指定袋」の有料広告を御利用ください。

なお、広告主の皆様からいただく広告掲載料は、指定袋の製作費のほか、ごみ処理経費に使うなど市民の皆様へのサービスとして還元します。

広告の規格・掲載料など

広告規格	掲載場所	作成予定枚数	募集枠数	掲載料(1 枠)
縦 8 cm×横 34cm	可燃ごみ指定袋：大（表面下段）	1, 100, 000 枚	2 枠	200, 000 円
縦 8 cm×横 32cm	可燃ごみ指定袋：中（表面下段）	1, 800, 000 枚	1 枠	300, 000 円
縦 7 cm×横 27cm	可燃ごみ指定袋：小（表面下段）	1, 460, 000 枚	1 枠	180, 000 円
縦 6 cm×横 20cm	可燃ごみ指定袋：極小（表面下段）	650, 000 枚	1 枠	45, 000 円

※ 外装袋（可燃ごみ指定袋 10 枚入り）には、広告は掲載されません。

※ 掲載料は、消費税及び地方消費税を含んだ金額です。

※ 広告については、可燃ごみ指定袋の表示・注意書きと同じ赤色になります。

※ 広告掲載期間は作成枚数の可燃ごみ指定袋が完売するまでです。

なお、指定袋取扱所ごとに指定袋の納品時期が異なるため、一齐に広告掲載版を販売することができないことから、広告掲載期間は、概ね 8 月頃から 1 年間となります。

※ 可燃ごみ指定袋（大）の広告枠の割り振りについては、抽選により決定します。

※ 応募者多数の場合は、この募集要項に定める優先順位や抽選の方法により決定します。

広告掲載までの手順

1 募集期間

令和 8 年 3 月 2 日（月）から 13 日（金）まで

2 申込み

(1) 提出書類

次の申込書等をEメール又は持参により環境課ごみ減量係に提出してください。

ア 申込書（別紙「可燃ごみ指定袋」有料広告掲載申込書。この申込書は、市のホームページからダウンロードできます。）

イ 広告の電子データ（電子データを次のいずれかのファイルにより作成してください。なお、電子データ制作に係る費用は申込者の負担となります。）

■ワード又はエクセルのファイル

■Adobe イラストレーターの EPS ファイル

■TIFF の画像ファイル

※ 広告については、可燃ごみ指定袋の表示、注意書き等と同じ赤色になります。

※ 文字データ（フォント）をアウトライン化したデータで提出をお願いします。

※ 360dpi 以上のデータで提出をお願いします。

※ 写真素材のデータは掲載できません。

※ データ提出は、原則としてEメールに添付して送付してください。この場合、ファイルサイズが2MBを超える場合はファイルサイズを2MB以下に圧縮して送付してください。

なお、都合によりEメールではなく、持参となる場合は、CD-Rに保存して提出してください。

(2) 掲載できない広告

次に該当する広告は、掲載できません。

ア 市有資産の目的及び公共性を損なうおそれのあるもの

イ 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

エ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

オ 政治性又は宗教性のあるもの

カ 社会問題についての主義又は主張

キ 個人の宣伝

ク 美観風致を阻害するおそれのあるもの

ケ 内容又は責任の所在が不明確なもの

コ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

サ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるものなど

3 審査・広告掲載の決定

(1) 審査

提出いただいた広告の電子データを、「三条市広告掲載取扱要綱」の規定に従い審査した上で、掲載の可否を決定します。

(2) 広告掲載の決定

募集枠数を超えて応募があった場合は、以下の優先順位により決定しますが、優先順位による決定ができない場合は、抽選により決定します。

※ 広告の種類による掲載の優先順位表

優先順位	広告を掲載する者
1	国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他の非営利法人
2	民間企業のうち電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業
3	前号の規定に該当しない企業等で、市内に事業所を有する民間企業又は自営業者
4	前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

4 広告掲載料の払込み

広告の掲載が決定すると、市から広告主に「広告掲載決定通知書」を郵送します。令和8年4月初旬に届く「納入通知書」により、広告掲載料を納期限までに指定の金融機関へ納めてください。

5 可燃ごみ指定袋の作成

提出された広告の電子データをそのまま可燃ごみ指定袋に掲載します。校正はしませんので、あらかじめ内容に間違いのないよう御注意ください。

6 その他の注意事項

- (1) 「三条市広告掲載取扱要綱」の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の一部を変更していただく場合があります。
- (2) 市は、広告の内容や広告掲載に関する全ての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。
- (3) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還いたしません。
 - ア 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。
 - イ 掲載料が指定する期日までに納入されないとき。
 - ウ 広告主が、広告掲載の決定後「三条市広告掲載取扱要綱」の規定に反する業種や事業者となったとき。

【申込み・問合せ先】

〒959-1102
三条市福島新田乙 239 (清掃センター内)
三条市 市民部 環境課 ごみ減量係
電 話：0256-45-4868
ファクス：0256-45-5909
Eメール：kankyo@city.sanjo.niigata.jp